

平成28・29年度 建設コンサル競争入札参加資格審査申請（定期申請）の添付書類について

1 共通の添付書類について

建設コンサルの共通の添付書類は、以下のとおりです。建設工事、物品・役務の共通添付書類については、それぞれのページをご覧ください。

添付書類は綴じて郵送してください（証明書等の原本以外の全ての書類をA4サイズにし、左上一カ所をホチキス等で留めてください）

郵送の際には、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず郵便書留で送付してください。なお、受付窓口はありませんので、持参されても受け付けることは出来ません。

共通の添付書類のほかに、申請先の各自治体へ提出する必要がある個別の書類がありますので、ご注意ください。

（1）送付先：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県庁県土整備部建設企画課内 群馬県CALS／EC市町村推進協議会

※インターネットによる申請入力の際に印刷される添付書類送付票下の「提出先」を点線で切り取り、郵送先宛名として封筒に張り付けて送付してください。

申請書類は、12月11日までの必着で郵送してください。

なお、お送りいただいた書類（**切手も含む**）は返却いたしません。

（2）綴り方：表紙に「共通添付書類送付票」を、二枚目に「誓約・同意」として、以下に示す添付書類を綴じてください。

また、添付書類を綴じる際は次に示す「共通添付書類送付票」に記載している順番に並べて綴じてください。特に二枚目の「誓約・同意」の付け忘れが多く見受けられます。また、この二枚目に押印するようお願いします。

なお、申請する自治体が複数あっても、送付する書類は1組で構いません。（申請する自治体数分を送付して頂く必要はありません。）

（3）送付票等：インターネットによる申請入力の際に印刷される送付票を使用してください。**業種毎に異なります**ので、建設コンサルの送付票等を使用してください。

建設コンサル・・・・・・・・・・ 共通添付書類送付票、誓約・同意

申請内容等に誤りがあった場合などには、お問い合わせをすることがありますので、必ず添付書類の控えを保管しておいてください。

※「共通添付書類送付票」「誓約・同意」と以下に示す添付書類を提出してください。

添付書類は以下のとおりです。法人事業者と個人事業者で異なります。

法人の場合

<p>1 国税の納税証明書</p>	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 国税官署（税務署）発行の「その3の3」様式 ※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人の確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p>																														
<p>2 県税の納税証明書 群馬県に申請する場合</p>	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。 （県内業者） 最寄りの行政県税事務所発行の「第45号の3」様式（完納証明書） （県外業者） 群馬県内に委任先営業所がある場合のみ、上記証明書を提出してください。 ※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。 ※2 県外業者の提出の例 例 本店が埼玉県で、群馬県内の営業所に委任する場合 群馬県税の完納を証明する納税証明書が必要です。 ※3 県以外の団体のみ申請される場合は、県税の納税証明書は必要ありません。 ※4 納税証明申請書は、県税は県ホームページから、国税は国税庁ホームページからダウンロードすることができます。</p>																														
<p>3 市町村税の納税証明書 市町村および一部事務組合に申請する場合</p>	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。 以下の「ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体」に本店及び委任先営業所が所在する事業者について、市町村発行の完納証明書（未納のない証明）を提出して下さい。</p> <table border="1" data-bbox="533 1644 1441 2011"> <tr> <td colspan="5" data-bbox="533 1644 1441 1760">ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成27年9月現在)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1760 719 1809">前橋市</td> <td data-bbox="719 1760 906 1809">高崎市</td> <td data-bbox="906 1760 1093 1809">桐生市</td> <td data-bbox="1093 1760 1279 1809">伊勢崎市</td> <td data-bbox="1279 1760 1441 1809">太田市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1809 719 1859">沼田市</td> <td data-bbox="719 1809 906 1859">館林市</td> <td data-bbox="906 1809 1093 1859">渋川市</td> <td data-bbox="1093 1809 1279 1859">藤岡市</td> <td data-bbox="1279 1809 1441 1859">富岡市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1859 719 1908">安中市</td> <td data-bbox="719 1859 906 1908">みどり市</td> <td data-bbox="906 1859 1093 1908">吉岡町</td> <td data-bbox="1093 1859 1279 1908">下仁田町</td> <td data-bbox="1279 1859 1441 1908">嬭恋村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1908 719 1957">みなかみ町</td> <td data-bbox="719 1908 906 1957">玉村町</td> <td data-bbox="906 1908 1093 1957">板倉町</td> <td data-bbox="1093 1908 1279 1957">明和町</td> <td data-bbox="1279 1908 1441 1957">千代田町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1957 719 2007">大泉町</td> <td data-bbox="719 1957 906 2007">邑楽町</td> <td colspan="3" data-bbox="906 1957 1441 2007">群馬東部水道企業団(太田市上下水道局)</td> </tr> </table>	ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成27年9月現在)					前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市	安中市	みどり市	吉岡町	下仁田町	嬭恋村	みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団(太田市上下水道局)		
ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成27年9月現在)																															
前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市																											
沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市																											
安中市	みどり市	吉岡町	下仁田町	嬭恋村																											
みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町																											
大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団(太田市上下水道局)																													

	<p>※ 1 市町村において完納証明が発行できない場合は、以下の税目に対する滞納が無いことを証明する納税証明書を直近 1 カ年度分提出してください。</p> <p>○法人の場合：固定資産税、市町村県民税(特別徴収分)、軽自動車税、法人市民税</p> <p>○個人の場合：固定資産税、市町村県民税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>※ 2 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p> <p>※ 3 提出の例</p> <p>例 1 本店が群馬県前橋市で委任先営業所が無い場合 前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>例 2 本店が埼玉県さいたま市で、群馬県前橋市に所在する営業所に委任する場合 前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>例 3 本店が群馬県高崎市で、群馬県太田市に所在する営業所に委任する場合 高崎市税と、太田市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>※ 4 群馬県のみ申請される場合は、市町村税の納税証明書は必要ありません。</p> <p>※ 5 課税実績が無い場合は、課税実績が無いことを証明する納税証明書を提出してください。自治体によっては、課税実績が無い場合にも完納証明書が発行される場合や、非課税証明書等の名称で、課税が無い証明書を発行している場合があります。 課税が無いことを証明する証明書が発行できない場合は、法人等設立届出書を提出してください。</p>
4 登記事項証明書	<p>申請日前 3 ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>※ 法務局が発行したものを添付してください。</p>
5 直近の決算に係る財務諸表（2カ年度分）	<p>※ 1 様式は任意ですが、申請者自らが作成している2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書または利益処分（損失処理）計算書を添付してください。</p> <p>※ 2 連結決算を行っている会社の場合も、単独決算の財務諸表を提出してください。</p> <p>※ 3 事業開始後に1度も決算を行っていない場合（営業期間が1年未満の場合）は、財務諸表の添付は不要です。</p> <p>※ 4 2期目の決算を行っていない場合は、1期目の決算に係る財務諸表のみ添付してください。</p>

<p>6 登録証明書(写) 該当する場合のみ</p>	<p>申請日時点で有効なものを提出してください。</p> <p>※1 a～jまでに掲げる各登録官署が発行する登録証明書等としてください。なお、このうち、a～fについては、法律で有効期間が5年間と定められているため、平成22年12月12日以降に登録を受けた証明書を提出してください。</p> <p>a 測量業者・・・測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定により登録を受けている者。</p> <p>b 建築士事務所・・・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けている者。</p> <p>c 建設コンサルタント・建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により登録を受けている者。</p> <p>d 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定により登録を受けている者。</p> <p>e 補償コンサルタント・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定により登録を受けている者。</p> <p>f 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定により登録を受けている者。</p> <p>g 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定により登録を受けている者。</p> <p>h 司法書士・・・司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条の規定により登録を受けている者。</p> <p>i 計量証明事業・・・計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により登録を受けている者。</p> <p>j その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等をその他欄に記載してください。</p> <p>※2 建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けている場合は「部門」が明記されているものに限りません。</p>
<p>7 技術者に関する免許及び健康保険証の写し 県内業者の場合</p>	<p>※1 登録する技術者全員に関する免許の写しと、その技術者の健康保険証の写し（社会保険事務所に提出している「被保険者標準報酬決定通知書」の写しでも可。（給料月額部分は削除していただいて構いません。))を提出してください。</p> <p>※2 技術者に関する免許の写しは、登録に係るもののみ提出してください。</p>
<p>8 ISO9000シリーズ登録証(写)、ISO14000シリーズ登録証(写) 認証を取得している方のみ</p>	<p>※1 公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行した登録証の写しを提出してください。</p> <p>なお、付属書が発行されている場合は、付属書についても併せて提出してください。</p>

	<p>※2 登録証は申請日時時点で有効なもので、初回登録日、更新日（更新している方）及び有効期限が記載されているものがが必要です。 なお、日付の記載がない場合は、別途、審査機関が発行した上記の日付が明記された証明書を提出してください。</p> <p>※3 申請業種で認定されたものに限りです。</p> <p>※4 本社または委任先営業所で認定されたものに限りです。</p> <p>※5 日本語で作成されているもの。（英語等の日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。）</p>
9 行政書士委任状 該当する場合のみ	<p>※1 入札参加資格申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出してください。</p> <p>※2 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。 http://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>

以下の書類は郵送ではありません。電子ファイルで作成し、本登録の際にシステム内で指定の場所に添付してください。（詳しくはぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「入札参加申請に係る入力の手引き」を御覧ください。）

10 測量等実績調書	<p>※1 様式は別記様式第1号です。</p> <p>※2 作成にあたっての審査基準日は平成27年11月1日です。原則として審査基準日の直前2年間分の実績としますが、当該期間に実績が無い場合は、過去10年間の実績を記載してください。</p> <p>※3 入札参加資格申請における業種毎に作成してください。</p> <p>※4 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>
11 技術者経歴書	<p>※1 様式は別記様式第2号です。</p> <p>※2 申請日現在における技術者を記載してください。</p> <p>※3 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>

個人の場合

1 国税の納税証明書	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。 所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書 国税官署(税務署)発行の「その3の2」様式</p> <p>※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人の確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p>
------------	---

<p>2 県税の納税証明書 群馬県に申請する場合</p>	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>(県内業者) 最寄りの行政県税事務所発行の「第45号の3」様式(完納証明書)</p> <p>(県外業者) 群馬県内に委任先営業所がある場合のみ、上記証明書を提出してください。</p> <p>※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p> <p>※2 県外業者の提出の例 例 本店が埼玉県で、群馬県内の営業所に委任する場合 群馬県税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>※3 県以外団体のみ申請される場合は、県税の納税証明書は必要ありません。</p> <p>※4 納税証明申請書は、県税は県ホームページから、国税は国税庁ホームページからダウンロードすることができます。</p>																														
<p>3 市町村税の納税証明書 市町村及び一部事務組合 に申請される場合</p>	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>以下の「ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加市町」に本店及び委任先営業所が所在する事業者について、市町村発行の完納証明書(未納のない証明)を提出して下さい。</p> <table border="1" data-bbox="536 1301 1445 1666"> <tr> <td colspan="5">ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成27年9月現在)</td> </tr> <tr> <td>前橋市</td> <td>高崎市</td> <td>桐生市</td> <td>伊勢崎市</td> <td>太田市</td> </tr> <tr> <td>沼田市</td> <td>館林市</td> <td>渋川市</td> <td>藤岡市</td> <td>富岡市</td> </tr> <tr> <td>安中市</td> <td>みどり市</td> <td>吉岡町</td> <td>下仁田町</td> <td>嬭恋村</td> </tr> <tr> <td>みなかみ町</td> <td>玉村町</td> <td>板倉町</td> <td>明和町</td> <td>千代田町</td> </tr> <tr> <td>大泉町</td> <td>邑楽町</td> <td colspan="3">群馬東部水道企業団(太田市上下水道局)</td> </tr> </table> <p>※1 市町村において完納証明が発行できない場合は、以下の税目に対する滞納が無いことを証明する納税証明書を直近1カ年度分提出してください。</p> <p>○法人の場合：固定資産税、市町村県民税(特別徴収分)、軽自動車税、法人市民税</p> <p>○個人の場合：固定資産税、市町村県民税、軽自動車税、国民健康保険税</p>	ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成27年9月現在)					前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市	安中市	みどり市	吉岡町	下仁田町	嬭恋村	みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団(太田市上下水道局)		
ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成27年9月現在)																															
前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市																											
沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市																											
安中市	みどり市	吉岡町	下仁田町	嬭恋村																											
みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町																											
大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団(太田市上下水道局)																													

	<p>※2 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p> <p>※3 提出の例</p> <p>例1 本店が群馬県前橋市で委任先営業所が無い場合 前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>例2 本店が埼玉県さいたま市で、群馬県前橋市に所在する営業所に委任する場合 前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>例3 本店が群馬県高崎市で、群馬県太田市に所在する営業所に委任する場合 高崎市税と、太田市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>※4 群馬県のみ申請される場合は、市町村税の納税証明書は必要ありません。</p> <p>※5 課税実績が無い場合は、課税実績が無いことを証明する納税証明書を提出してください。自治体によっては、課税実績が無い場合にも完納証明書が発行される場合や、非課税証明書等の名称で、課税が無い証明書を発行している場合があります。 課税が無いことを証明する証明書が発行できない場合は、法人等設立届出書を提出してください。</p>
4 身分証明書	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>※1 本籍のある市区町村が発行したものを添付してください。 (自動車運転免許証やパスポートのことではありません。)</p>
5 確定申告書(2カ年分)	<p>○青色申告者:申請日直前2カ年分の所得税青色申告決算書の写し</p> <p>○白色申告者:申請日直前2カ年分の所得税確定申告書の写し</p> <p>※1 事業開始後に1度も確定申告を行っていない場合(営業期間が1年未満の場合)は、確定申告書の添付は不要です。</p> <p>※2 2期目の確定申告を行っていない場合は、1期目の確定申告書等の写しのみ添付してください。</p>
6 登録証明書(写) 該当する場合のみ	<p>申請日時点で有効なものを提出してください。</p> <p>※1 a～jまでに掲げる各登録官署が発行する登録証明書等としてください。なお、このうち、a～fについては、法律で有効期間が5年間と定められているため、平成22年12月12日以降に登録を受けた証明書を提出してください。</p> <p>a 測量業者・・・測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定により登録を受けている者。</p> <p>b 建築士事務所・・・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により登録を受けている者。</p>

	<p>c 建設コンサルタント・建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定により登録を受けている者。</p> <p>d 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条の規定により登録を受けている者。</p> <p>e 補償コンサルタント・補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条の規定により登録を受けている者。</p> <p>f 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条の規定により登録を受けている者。</p> <p>g 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条の規定により登録を受けている者。</p> <p>h 司法書士・・・司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条の規定により登録を受けている者。</p> <p>i 計量証明事業・・・計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定により登録を受けている者。</p> <p>j その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等をその他欄に記載してください。</p> <p>※2 建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けている場合は「部門」が明記されているものに限りません。</p>
<p>7 技術者に関する免許及び健康保険証の写し 県内業者の場合</p>	<p>※1 登録する技術者全員に関する免許の写しと、その技術者の健康保険証の写し（社会保険事務所に提出している「被保険者標準報酬決定通知書」の写しでも可。（給料月額部分は削除していただいて構いません。))を提出してください。</p> <p>※2 技術者に関する免許の写しは、登録に係るもののみ提出してください。</p>
<p>8 ISO9000シリーズ登録証（写）、ISO14000シリーズ登録証（写） 認証を取得している方のみ</p>	<p>※1 公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行した登録証の写しを提出してください。 なお、付属書が発行されている場合は、付属書についても併せて提出してください。</p> <p>※2 申請日時点で有効なもので、初回登録日、更新日（更新している方）又は有効期限が記載されているものがが必要です。 なお、日付の記載がない場合は、別途、審査機関が発行した上記の日付が明記された証明書を提出してください。</p> <p>※3 申請業種で認定されたものに限りません。</p> <p>※4 日本語で作成されているもの。 （英語等の日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。）</p>

<p>9 行政書士委任状 該当する場合のみ</p>	<p>※1 入札参加資格申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出してください。</p> <p>※2 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。</p> <p>http://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>
-------------------------------	---

以下の書類は郵送ではありません。

電子ファイルで作成し、本登録の際にシステム内で指定の場所に添付してください。（受注者ポータルからダウンロードから様式がダウンロード出来ます。）

<p>10 測量等実績調書</p>	<p>※1 様式は別記様式第1号です。</p> <p>※2 作成にあたっての審査基準日は平成27年11月1日です。原則として審査基準日の直前2年間分の実績としますが、当該期間に実績が無い場合は、過去10年間の実績を記載してください。</p> <p>※3 入札参加資格申請における業種毎に作成してください。</p> <p>※4 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。</p> <p>https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>
<p>11 技術者経歴書</p>	<p>※1 様式は別記様式第2号です。</p> <p>※2 申請日現在における技術者を記載してください。</p> <p>※3 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。</p> <p>https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>

2 個別に申請自治体に対して提出する必要がある書類について

申請者の状況によっては、委任状をはじめとして申請先の各自治体に対して個別に提出する必要がある書類があります。**この書類を提出して頂かないと、申請内容を受理した場合でも、各自治体から資格者として認定されません。** 忘れずに申請先の各自治体へ提出してください。

提出書類の種類等の詳細は、**各自治体**に確認してください。

各自治体に提出していただく個別の書類については、ヘルプデスク及び協議会に確認していただいても回答することが出来ません。

また、**協議会宛に送付する共通の添付書類と一緒に協議会宛に送付しても、協議会から各自治体に対して送付する事は出来ません。**